

平成30年10月銚子市教育委員会臨時会議事録

1 日 時

平成30年10月1日（月）

午前9時15分 開 会 午前9時27分 閉 会

2 場 所

銚子市役所 3階庁議室

3 出席委員

教育長	石 川 善 昭
委 員	八 角 憲 男
委 員	鈴 木 猛 志
委 員	安 藤 清
委 員	伊 藤 晴 美

4 出席職員

学校教育課長	北村 卓	社会教育課長	柴 紀充
学校教育課主幹（教育総務室長）	佐久間洋子	学校教育課課長補佐	鈴木 益実
学校教育室長	井上 新治	指導室長（兼小児言語指導センター所長）	高野美樹子
銚子高等学校事務長	高森 良文		

5 議題等

報告第 1号 銚子市教育委員会教育長職務代理者の指名について

議案第23号 平成30年度末及び平成31年度銚子市立高等学校教育職員人事異動方針について

議案第24号 銚子市立幼稚園園則の一部を改正する規則制定について

6 議事の内容

【教育長】 開会宣言 午前9時00分

ただいまより、平成30年10月銚子市教育委員会臨時会を開会いたします。
では、直ちに本日の会議を開きます。

【教育長】

それでは、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、鈴木委員、八角委員を指名します。

【教育長】

続きまして、日程第2 「銚子市教育委員会教育長職務代理者の指名について」報告いたします。

これまで、八角委員が務めていた職務代理者について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第2項により、教育長が指名することとされております。私の方で、伊藤委員を教育長職務代理者に指名させていただきましたので報告します。

伊藤委員から一言ご挨拶をお願いします。

【伊藤委員】

今回指名された伊藤です。皆様方のお知恵とお力を拝借しなければ、到底やっけないと思いますので、どうぞご協力のほどよろしくをお願いします。

【教育長】

それでは伊藤委員よろしくお願ひいたします。

【教育長】

続きまして、日程第3 議案第23号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第23号「平成30年度末及び平成31年度銚子市立高等学校教育職員人事異動方針」について御説明申し上げます。まず、資料の確認をさせていただきます。「議案23号」の表紙を含め、全部で3枚の資料がございます。1枚目が議案の表紙になります。2枚目が、これから御審議いただく「平成30年度末及び平成31年度銚子市立高等学校教育職員人事異動方針」になります。3枚目が千葉県の「平成30年度末及び平成31年度公立学校職員人事異動方針」です。委員の皆さまには、30年度末及び31年度の銚子市の異動方針を御覧いただきながら、説明をお聞きいただきたいと存じます。本方針は、平成30年度末の市立銚子高校教育職員の人事異動について、その基本方針を定めるものです。例年、市立銚子高校の人事異動は、千葉県教育委員会の人事異動方針に準じて行われています。本年度の県の人事異動方針ですが、一般方針について、一部変更がございます。変更点につきましてご説明いたします。一般方針その1につきましては、『心身ともに優れた人材の確保、職員の資質向上を図るとともに』の文言が削除されております。その2につきましては、『千葉県・千葉市教員等育成指標を踏まえ、優れた人材を確保し、本県教育の進展に資する人材の育成を意図した人事を推進する。』の一文が追加となっております。参考までに、「千葉県・千葉市教員等育成指標」は、自ら学び続け、信頼される質の高い教員の育成を目指すために、平成30年3月に千葉県教育委員会と千葉市が共同で作成いたしました。教職に必要な素養、学習指導に関する実践的指導力、生徒指導等に関する実践的指導力、チーム学校を支える資質能力の4つの柱が示されております。県に準じて策定する銚子市の異動方針につきましても、一般方針その1の文言の変更及びその2を追加いたしました。そのほかにつきましては、変更等ございません。議案23号の説明は以上であります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第23号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして、日程第4 議案第24号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第24号「銚子市立幼稚園園則の一部を改正する規則制定」について提案理由を説明します。平成30年9月1日に施行された子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令により、子ども・子育て支援制度における1号認定こども、幼稚園の保育料決定に関し、大きく2点見直されることとなりました。これに応じ、銚子市立幼稚園の保育料も、国の制度改正の趣旨に沿った改正を行おうとするものです。1点目は、未婚のひとり親を寡婦又は寡夫とみなす特例です。以下、寡婦及び寡夫を「寡婦等」といいます。市立幼稚園の保育料は、市民税の所得割合算額に基づき決定することとなっています。市民税の所得割合算額が低くなれば保育料も低くなります。未婚のひとり親とは、婚姻によらないで母又は父となった者で、現に婚姻していないものをいいます。この未婚のひとり親に関しては、税法上の寡婦等の控除を受けられませんので、市民税の所得割合算額は、寡婦等よりも寡婦控除を受けられない分、高くなる可能性があります。このような格差を解消するため、未婚のひとり親に対しても寡婦控除を受けたものとみなして市民税の所得割合算額を算出し、保育料を決定するよう改正するものです。2点目は、指定都市で市民税所得割が課された者の特例です。指定都市においては、地方税法の改正により平成30年度から市民税所得割の税率が、6%から8%（都道府県民税 4%→2%）となりました。指定都市以外の市町村の税率はこれまでどおり6%ですので、同じ所得であっても、市民税所得割額は、指定都市に居住しているの方が高くなります。この格差を解消するため、指定都市に居住している場合であっても、指定都市以外に居住しているものとして市民税の所得割合算額を算出し、保育料を決定しようとするものです。これは、指定都市で市民税所得割を課税された方が銚子市立幼稚園に入園した場合を想定しての措置です。改正規

則は、公布の日から施行するものとし、平成30年9月1日から適用させようとする
ものです。以上で、議案第24号の説明を終わります。よろしくご審議くださるよう
お願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【伊藤委員】

指定都市とは政令指定都市のことでよろしいですか。

【学校教育課長】

そのとおりです。本県では千葉市のみが指定都市です。

【教育長】

ほかに質疑はございませんか。

ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第24号について、原案のとおり決することに賛
成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり決しました。

【教育長】 閉会宣言 午前9時27分

以上をもちまして、平成30年10月銚子市教育委員会臨時会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

平成30年10月30日

署名委員 八角憲男

署名委員 鈴木猛志